

平成26年度  
筑波大学法科大学院  
[ビジネス科学研究科法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者認定試験

試験問題 (民事法)

(120分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて4枚であることを確認してください。
- 4) 試験開始後、2種類の答案用紙それぞれに、受験番号を記入してください。
- 5) 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。消しゴムを使用することができません。
- 6) 下書きは答案構成用紙または問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

平成26年度 既修者認定試験

民法（配点150点）

下記の【第1問】から【第3問】のすべてに答えなさい。なお、各問はすべて独立した問いであるものとする。

平成19年12月1日、Aは自己の所有する甲土地を、期間40年、賃料月額10万円の約定で、Bに建物建築目的で賃貸した。

平成20年2月1日、Aは自己の債権者Cのために甲土地に抵当権 $\alpha$ を設定し、同日、その旨の登記を経由した。

同月4日、AとBは従前の賃貸借契約をいったん解除し、新たに、Aが自己の妻Dに対して甲土地を期間40年、賃料月額1,000円で賃貸し、DはBに対して期間40年、賃料月額10万円で転貸する旨の契約を、Dも同席のもとで締結した。

同年5月頃にはBは自己が居住する目的で甲土地上に乙建物の建築を開始し、乙建物は同年6月30日にBを所有者として登記された。

Bは平成23年10月12日に、Dに対して特に連絡をすることなく、乙建物をEに対して月額12万円で賃貸し、乙建物には同日からEが居住している。

【第1問】

DはBが甲土地をEに無断転貸したとの理由で、平成24年5月1日、BD間の賃貸借契約を解除した。この解除は認められるか。

【第2問】

抵当権 $\alpha$ の被担保債権の履行期が到来してもAが債務を弁済しなかったことから、平成25年3月1日、CはDがBに対して有する賃料債権を500万円の限度で差し押さえた。このCによる物上代位権行使のための差押えは認められるか。

**【第3問】**

平成25年4月1日、乙建物は地震によって倒壊し、たまたま付近を歩いていたFに崩れてきた建物の外壁が当たり、Fは全治6か月の重傷を負った。後に調査をしたところ、乙建物は法令で定められた建物の安全性基準を満たしていなかったこと、その原因はBの指図にあったこと、建築を請け負ったGはBの指図内容は法令に違反しており建物の安全性が確保できない旨をBに伝えていたこと、それにもかかわらずBはGに自己の指図に基づいて建築させたものであること、が判明した。他方、Fは骨粗鬆症にかかっており、通常人ならば1か月程度で完治する程度の怪我が重傷化したものであったことも判明した。

Fは誰に対してどのような根拠で、どの範囲の損害の賠償を求めることができるか。

平成26年度 既修者認定試験

民事訴訟法（配点50点）

【第1問】

Xは、Yから1年ほど前に金300万円を借りたが、すでに200万円分は返済していた。ところが、Yがその後も300万円全額を返せと何度もうるさく言ってきたので、すでに弁済した200万円分を引いた残額として、「100万円を超える貸金債務は存在しない」との確認を求める訴えをYに対し提起した。裁判所が、審理の結果、50万円を超える債務が不存在であるとの心証を得た場合、どのような内容の判決を下してよいか。理由を付して論ぜよ。

【第2問】

YがXに対し貸金債権300万円を請求する訴えを提起し、Xが請求棄却の判決を求めた。裁判所が、Xの本人尋問の結果、XはYに対しすでに全額を弁済しているとの陳述を得て、それが事実であるとの心証を得た場合、Xのその旨の主張なくして、請求棄却判決を下してよいか。理由を付して論ぜよ。